

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律をこ  
こに公布する。

御 名 御 璽

平成二十三年八月三十日

内閣総理大臣 菅 直人

法律第百五号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

目次

- 第一章 内閣関係 (第一条―第十三条)
- 第二章 総務省関係 (第十四条―第十六条)
- 第三章 文部科学省関係 (第十七条―第二十条)
- 第四章 厚生労働省関係 (第二十一条―第五十六条)
- 第五章 農林水産省関係 (第五十七条―第八十六条)
- 第六章 経済産業省関係 (第八十七条―第九十五条)
- 第七章 国土交通省関係 (第九十六条―第九十九条)
- 第八章 環境省関係 (第一百条―第一百八十九条)

附則 第一章 内閣関係

(災害対策基本法の一部改正)

- 第一条 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。  
 第十六条第四項中「する」を「した」に改め、「は」の下に「速やかにその旨を」を加え、「協議  
 しなければ」を「報告しなければ」に改め、同条第五項を次のように改める。  
 5 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くも  
 とし、必要があると認めるときは、当該市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができ  
 る。  
 第四十条第二項中「次の各号」を「おおむね次」に改め、第四号を削る。  
 第四十二条第二項中「次の各号」を「おおむね次」に改め、第四号を削り、同条第三項及び第四  
 項を次のように改める。  
 3 市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、  
 速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。  
 4 都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府  
 県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必  
 要な助言又は勧告をすることができ  
 る。  
 第四十四条第三項中「第四十二条第三項」の下に「及び第四項」を加え、「修正しようとする」を  
 「修正した」に改め、同条第四項を削る。  
 第六十八条の二第二項に後段として次のように加える。  
 この場合において、市町村長は、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又  
 はその指定する者に通知することができる。  
 第六十八条の二第三項中「前項」を「前二項」に改める。  
 (家庭用品品質表示法の一部改正)  
 第二条 家庭用品品質表示法(昭和二十七年法律第百四号)の一部を次のように改正する。  
 第二十四条の見出し中「都道府県」の下に「又は市」を加え、同条に次の一項を加える。  
 2 前項の規定により都道府県知事が行うこととされた事務の一部は、政令で定めるところにより、  
 市長が行うことができる。

(交通安全対策基本法の一部改正)

第三条 交通安全対策基本法(昭和四十五年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

- 第二十六条第一項中「作成しなければならない」を「作成するよう努めるものとする」に改め、  
 同条第二項中「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第三項中「次の各号に」を「お  
 おむね次に」に改め、同条第四項中「必要があると認めるときは」を削り、「作成しなければなら  
 ない」を「作成するよう努めるものとする」に改め、同条第五項中「すみやかに、これを都道府県知  
 事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない」を「速やかに、その要旨を公表するよう努  
 めるとともに、市町村交通安全計画を都道府県知事に報告しなければ」に改め、同条第六項中「すみ  
 やかに」を「速やかに」に改める。  
 (活動火山対策特別措置法の一部改正)  
 第四条 活動火山対策特別措置法(昭和四十八年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。  
 第四条中「の各号」を削り、第五号を削る。  
 第八条第一項から第三項までの規定中「ものとする」を「ことができる」に改め、同条第五項中  
 「協議しなければ」を「報告しなければ」に改め、同条第六項中「を變更する場合」を「の變更」  
 に改める。  
 (大規模地震対策特別措置法の一部改正)  
 第五条 大規模地震対策特別措置法(昭和五十二年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。  
 第六条第一項中「同法第二十一条に規定する地方防災会議等(市町村防災会議を設置しない市町  
 村にあつては、当該市町村の市町村長。以下同じ)は同法第二十条第十号に規定する地域防災計画に  
 おいて、石油コンビナート等災害防止法第二十七条第一項に規定する石油コンビナート等防災本部  
 (第二十八条第二項において「石油コンビナート等防災本部」という。)及び同法第三十条第一項に  
 規定する防災本部の協議会は同法第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画におい  
 て、次の」を「次に掲げる」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を  
 加える。  
 2 前項に規定する指定があつたときは、災害対策基本法第二十一条に規定する地方防災会議等(市  
 町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長)は同法第二十条第十号に規  
 定する地域防災計画において、石油コンビナート等災害防止法第二十七条第一項に規定する石油  
 コンビナート等防災本部(第二十八条第二項において「石油コンビナート等防災本部」という。)  
 及び同法第三十条第一項に規定する防災本部の協議会は同法第三十一条第一項に規定する石油コ  
 ンビナート等防災計画において、前項第一号に掲げる事項を定めるものとするほか、同項第二号  
 及び第三号に掲げる事項を定めるよう努めなければならない。  
 (地震防災対策特別措置法の一部改正)  
 第六条 地震防災対策特別措置法(平成七年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。  
 第三条第一項第二十号を削る。  
 (特定非営利活動促進法の一部改正)  
 第七条 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)の一部を次のように改正する。  
 第九条第一項中「知事」の下に「その事務所が一の指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第  
 六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ)の区域内のみに所在する特  
 定非営利活動法人にあつては、当該指定都市の長」を加える。  
 第十条第一項中「都道府県」の下に「又は指定都市」を加える。  
 第四十三条の二中「都道府県知事」の下に「又は指定都市の長」を加える。  
 第四十四条の二第一項及び第四十四条の三中「都道府県」の下に「又は指定都市」を加える。

第六条第一項中「同条第八項」を「同条第九項」に改め、同条第二項中「前条第八項」を「前条第九項」に、「同条第十項」を「同条第十一項」に改める。  
第七条第一項中「第五条第八項」を「第五条第九項」に改め、同条第二項中「第五条第四項から第十一項まで」を「第五条第五項から第十二項まで」に改める。  
第八条第一項中「第五条第八項」を「第五条第九項」に改め、同条第二項中「第五条第三項各号」を「第五条第四項各号」に改める。  
第九条中「第五条第三項各号」を「第五条第四項各号」に改める。  
第十条第一項中「第五条第八項各号」を「第五条第九項各号」に、「同条第三項各号」を「同条第四項各号」に改め、同条第三項中「第五条第三項各号」を「第五条第四項各号」に改め、同条第四項中「第五条第十一項」を「第五条第十二項」に改める。  
第十二条第二項第二号及び第五項第一号中「第五条第二項第三号」を「第五条第二項第二号」に改める。

第十九条第一項中「第五条第三項第三号」を「第五条第四項第三号」に改める。  
第二十条第一項中「第五条第三項第四号」を「第五条第四項第四号」に改める。  
第二十一条中「第五条第二項第五号」を「第五条第四項第五号」に改める。  
第二十三条第二号中「第五条第九項」を「第五条第十項」に改める。  
（競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部改正）  
第十三条 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「場合」は「ため」に、「ものとする」を「ことができる」に改め、同条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を削り、同条第五項中「公表する」を「公表するよう努める」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「聴取」の下に「を行う場合には、当該聴取を加え、公表する」を「公表するよう努める」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項第二号及び第三号」を「第二項各号」に改め、同項を同条第五項とし、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。  
3 前項各号に掲げるもののほか、実施方針には、競争の導入による公共サービスの改革の意義及び目標に関する事項を定めるよう努めるものとする。

第十六条第一項中「遅滞なく」を削り、「ものとする」を「ことができる」に改め、同条第二項中「次に」を「おおむね次に」に改め、第十三号を削り、同条第三項中「次に」を「おおむね次に」に改め、第四号において同じ「を削り、第四号を削り、同条第四項中「次に」を「おおむね次に」に改める。  
第十七条中「第十一条第三項及び第十二条」を「及び第十一条第三項」に、「同条中「第九条第二項第五号」を「第十二条中「第九条第二項第五号」に規定する評価の基準に従って、前条第一項」に、「第十六条第二項第五号」を「前条第一項」と、「官民競争入札等監理委員会の議を経なければならぬ」とあるのは「第四十七条第一項に規定する合議制の機関の議を経なければならず、第十六条第二項第五号に規定する評価の基準を定めているときは、当該基準に従って評価を行うものとする」に改める。

第十八条第一項中「遅滞なく」を削り、「ものとする」を「ことができる」に改め、同条第二項中「次に」を「おおむね次に」に改め、第十一号を削り、同条第三項中「次に」を「おおむね次に」に改め、第四号において同じ「を削り、第四号を削り、同条第四項中「次に」を「おおむね次に」に改め、同項第四号中「目的」を「目的」に改める。  
第十九条中「とあるのは」を「第十八条第二項第五号」と、「を」に規定する評価の基準に従って、「に改め、その評価を行うものとする。この場合において、国の行政機関等の長等は」を削り、「あるのは」その評価を「あるのは」第十八条第二項第五号に規定する評価の基準を定めているときは、当該基準に従って評価」に改める。

第三十四条第一項中「次に」を「実施方針を作成し、かつ、官民競争入札実施要項又は民間競争入札実施要項を定めた場合には、次に」に改める。  
第二章 総務省関係  
地方自治法の一部改正  
第十四条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。  
第二百五十二条の十九第一項中第十号及び第十一号を削り、第十二号を第十号とし、第十三号を削り、第十四号を第十二号とし、第十五号を第十三号とする。  
第二百六十条第一項中「政令で特別の定をする場合を除く外」を「市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか」に、「新たに」に改め、「市町村長がを削り、これを定め、都道府県知事に届け出なければならない」を「定めなければならない」に改め、同条第二項中「届出を受理した」を「処分をした」に、「都道府県知事は、直ちに」を「市町村長は、」に改める。  
別表第一 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の項第一号中「同条第三項」を「同条第六項の規定により処理することとされている事務（都道府県に対する届出に係るものに限る。）、同条第八項」に改め、同表社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の項第二号中「指定都市及び中核市」を「市」に改め、同表第三号中「市町村（指定都市及び中核市を除く。）」を「町村」に改め、同表公営住宅法（昭和二十六年法律第九十二号）の項中「第三十七條第四項」を「第三十七條第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）」に改め、同表道路法（昭和二十七年法律第八十号）の項第一号中「第十七條第三項」を「第十七條第四項」に改め、同表地すべり等防止法（昭和二十三年法律第三十号）の項第一号中「及び第三項」を削り、同表薬事法（昭和三十五年法律第四十五号）の項第一号中「及び第三項」を「及び第四項」に改め、同項第二号中「第六十九條第三項並びに第七十條第一項及び第二項」を「第二十一條第一項及び第二項、第六十九條第一項及び第四項、第七十條第一項及び第二項、第七十一條第一項並びに第七十二條第三項」に改め、同項第三号中「及び第三項」を「及び第四項」に改め、同表騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）の項中「都道府県」の下に「又は市」を加え、同表都市計画法（昭和四十三年法律第九十八号）の項第一号中「ロ」を「ハ」に改め、「に限る」の下に「ロにおいて同じ」を加え、同項中ロをハとし、イの次に次のように加える。  
ロ 第六十五條第一項の規定により市が処理することとされている事務  
別表第一 都市計画法（昭和四十三年法律第九十八号）の項第二号中「第三十九條の三各号」を「第三十九條の四各号」に改め、同表都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項第二号中「第六十一條第一項」の下に「土地の試掘等に係る部分を除く。」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。  
二 市が第六十一條第一項（土地の試掘等に係る部分に限る。）、第六十六條第一項から第八項まで並びに第九十八條第二項（第九十八條の二十七第二項において準用する場合を含む。）及び第三項の規定により処理することとされている事務（機構等（市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。）が施行する市街地再開発事業に係るものに限る。）  
別表第一 環境基本法（平成五年法律第九十一号）の項中「都道府県」の下に「又は市」を加え、同表密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項第一号中「機構等」を「都市再生機構等」に改め、同項第二号中「第九十一條第一項」の下に「土地の試掘等に係る部分を除く。」を加え、「機構等」を「都市再生機構等」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。  
二 市が第九十二條第一項（土地の試掘等に係る部分に限る。）、第九十七條第一項から第八項まで並びに第二百三十三條第二項及び第三項の規定により処理することとされている事務（都道府県又は都市再生機構等（市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。）が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。）

（身体障害者福祉法の一部改正）

第三十条 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。  
第二十一条の三第一項中「都道府県」を「市町村」に改め、「行うこと」の下に「（次項において「相談援助」という。）」を加え、同条第三項中「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県は、障害者の特性その他の事情に応じた相談援助を委託することが困難であると認められる市町村がある場合にあつては、当該市町村の区域における当該相談援助を、社会的信望があり、かつ、身体に障害のある者の更生援助に熱意と識見を持っている者に委託することができる。

第三十九条第二項中「最低基準」を「基準」に、「第六十五条第二項」を「第六十五条第三項」に改める。

第三十五条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第十二条の三の規定により市町村が行う委託に要する費用

第三十七条中「第三十五条第二号」を「第三十五条第三号」に改める。

第三十七条の二第一号中「第三十五条第三号」を「第三十五条第四号」に改め、同条第二号中「第三十五条第二号」を「第三十五条第三号」に改める。

（生活保護法の一部改正）

第三十一条 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）の一部を次のように改正する。  
第三十九条を次のように改める。

（保護施設の基準）

第三十九条 都道府県は、保護施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。  
2 都道府県が前項の条例を定めるに当たつては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 保護施設に配置する職員及びその員数

二 保護施設に係る居室の床面積

三 保護施設の運営に関する事項であつて、利用者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

四 保護施設の利用定員

3 保護施設の設置者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

第四十一条第三項中「第三十九条に規定する基準の外、左の」を「第三十九条第一項の基準のほか、次の」に改め、同項第三号中「当る」を「当たる」に改める。

第四十五条第一項第一号中「第三十九条に規定する基準」を「第三十九条第一項の基準」に改める。

（クリーニング業法の一部改正）

第三十二条 クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第二号中「洗たく物を洗たく」を「洗濯物を洗濯」に、「仕上げ」を「仕上げ」に、「終つた」を「終つた」に、「終らない」を「終わらない」に改め、同項第三号中「洗たく物」を「洗濯物」に改め、同項第四号中「こう配」を「勾配」に改め、同項第五号中「洗たく物」を「洗濯物」に、「洗たくする」を「洗濯する」に改め、同号ただし書中「洗たく」を「洗濯」に改め、同項第六号中「都道府県」の下に「（地域保健法（昭和二十二年法律第一号）第五十一条の規定に基づく政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）又は特別区については、市又は特別区）」を加える。

第十四条第一項中「地域保健法（昭和二十二年法律第一号）第五十一条の規定に基づく政令で定める」を「保健所を設置する」に改める。

（毒物及び劇物取締法の一部改正）

第三十二条 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）の一部を次のように改正する。  
第二十二條第一項中「行なう」を「行う」に改め、「都道府県知事」の下に「その事業場の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第三項において同じ。」を加え、同条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、第七條第三項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（その事業場の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」と、第十五條の三中「毒物又は劇物の販売業にあつては、その店舗」とあるのは「第二十二條第一項に規定する者（同条第二項に規定する者を含む。）の事業場」と、第二十二條の三」とあるのは「第十九條第三項」と読み替へるものとする。

第二十二條第五項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（第二十二條第五項に規定する者の業務上毒物又は劇物を取り扱う場所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」と読み替へるものとする。

第二十二條第六項中「都道府県知事」の下に「（第一項に規定する者の事業場又は前項に規定する者の業務上毒物若しくは劇物を取り扱う場所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。次項において同じ。）」を加える。

（社会福祉法の一部改正）

第三十四条 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。  
目次中「第三百二十五条」を「第三百三十四条」に改める。  
第十四條第八項中「その六月前までに」を「あらかじめ」に、「協議し、その同意を得なければ」を「協議しなければ」に改める。  
第二十條中「これを実施しなければ」を「及びこれを実施するよう努めなければ」に改める。  
第三十條第一項各号を次のように改める。

一 主たる事務所が市の区域内にある社会福祉法人（次号に掲げる社会福祉法人を除く。）であつてその行う事業が当該市の区域を越えないもの、市長（特別区の区長を含む。以下同じ。）  
二 第九十九條第二項に規定する地区社会福祉協議会である社会福祉法人、指定都市の長  
第五十六條第一項中「指定都市若しくは中核市の長」を「市長」に改める。  
第六十二條第四項中「厚生労働大臣が定める最低基準」を「都道府県の条例で定める基準」に改める。

第六十五條の見出しを「（施設の基準）」に改め、同条第一項中「厚生労働大臣」を「都道府県」に、「必要とされる最低の」を「条例で」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 都道府県が前項の条例を定めるに当たつては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 社会福祉施設に配置する職員及びその員数

二 社会福祉施設に係る居室の床面積

三 社会福祉施設の運営に関する事項であつて、利用者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

四 社会福祉施設の利用定員

社会福祉施設に配置する職員及びその員数

社会福祉施設に係る居室の床面積

社会福祉施設の運営に関する事項であつて、利用者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

社会福祉施設の利用定員

第七十一条中「第六十五条の最低基準」を「第六十五条第一項の基準」に、「同条の」を「同項の」に改める。

第七十二条第二項中「次条第二項の規定による条件に違反し、又は第七十七条若しくは」を「第七十七条又は」に改める。

第七十三条を次のように改める。  
第七十三条 削除

第七十三条及び第八八条中「講ずる」を「講ずるよう努める」に、「公表する」を「公表するよう努める」に改める。

第七十三条を次のように改める。  
第七十三条 削除

第七十三条を次のように改める。  
第七十三条 削除

第七十三条を次のように改める。  
第七十三条 削除

第七十三条を次のように改める。  
第七十三条 削除

第七十三条を次のように改める。  
第七十三条 削除

第七十三条を次のように改める。  
第七十三条 削除

第七十三条を次のように改める。  
第七十三条 削除

第七十三条を次のように改める。  
第七十三条 削除

第七十三条を次のように改める。  
第七十三条 削除

第七十三条を次のように改める。  
第七十三条 削除

第七十三条を次のように改める。  
第七十三条 削除

第七十三条を次のように改める。  
第七十三条 削除

第七十三条を次のように改める。  
第七十三条 削除

第七十三条を次のように改める。  
第七十三条 削除

第七十三条を次のように改める。  
第七十三条 削除

第七十三条を次のように改める。  
第七十三条 削除

第七十三条を次のように改める。  
第七十三条 削除

第十九条第三項中「資格」の下に「(当該水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、当該資格を参照して当該地方公共団体の条例で定める資格)」を加える。

第四十六条第三項中「市町村長」を「町村長」に改める。

第四十八条の二の見出し及び同条第一項中「保健所を設置する」を削り、同条第二項中「保健所を設置する市」を削り、「保健所を設置する市又は」を「市又は」に改める。

第五十条第四項及び第五十条の二第二項中「保健所を設置する市」を削る。  
(知的障害者福祉法の一部改正)

第三十九条 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第三十九条の二第二項中「都道府県」を「市町村」に改め、「行うこと」の下に「(次項において「相談援助」という。)」を加え、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県は、障害の特性その他の事情に応じた相談援助を委託することが困難であると認められる市町村がある場合にあつては、当該市町村の区域における当該相談援助を、社会的信望があり、かつ、知的障害者に対する更生援護に熱意と識見を持っている者に委託することができる。

第二十一条中第二号を第四号とし、第三号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

第二十一条の二の規定により市町村が行う委託に要する費用

第二十五条の二の規定により都道府県が行う委託に要する費用

第二十五条第一号及び第二号中「第二十一条第二号」を「第二十一条第三号」に改め、同条第三号及び第四号中「第二十一条第三号」を「第二十一条第四号」に改める。

第二十六条第一号中「第二十一条第二号」を「第二十一条第三号」に改め、同条第二号中「第二十一条第三号」を「第二十一条第四号」に改める。

第四十条 薬事法(昭和三十五年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第四十条第一項中「都道府県知事」の下に「(その所在地が地域保健法(昭和二十一年法律第一〇一)第五十五条第一項の政令で定める市(以下「保健所を設置する市」という。))又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第七十条第三項及び第十條において同じ。」を加える。

第二十一条の見出しを「(都道府県知事等の経由)」に改め、同条第一項中「都道府県知事」の下に「(薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもつて医薬品を製造し、その医薬品を当該薬局において販売する場合であつて、当該薬局の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。次項、第六十九条第一項、第七十一条、第七十二条第三項及び第七十五条第二項において同じ。)」を加える。

第二十六条第一項中「地域保健法(昭和二十二年法律第一〇一)第五十五条第一項の政令で定める市(以下「保健所を設置する市」という。))」を「保健所を設置する市」に改める。

第六十九条第三項中「店舗販売業」を「薬局又は店舗販売業」に、「その店舗」を「その薬局又は店舗」に改め、「第八条の二第一項若しくは第二項」を削り、「第七十二条の二から」を「第七十二条の二、第七十一条の四から」に改め、同条第六項中「第四項まで」を「第五項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 都道府県知事は、薬局開設者が、第八條の二第一項若しくは第二項又は第七十二条の三に基づき命令を遵守しているかどうかを確かめるために必要があると認めるときは、当該薬局開設者に対し、厚生労働省令で定めるところにより必要な報告をさせ、又は当該職員に、薬局に立ち入り、その構造設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。

第三十八條 水道法(昭和三十一年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第十二條第一項中「布設工事」の下に「(当該水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、当該地方公共団体の条例で定める水道の布設工事に限る。)」を加え、同条第二項中「資格」の下に「(当該水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、当該資格を参照して当該地方公共団体の条例で定める資格)」を加える。

第三十八條 水道法(昭和三十一年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第六十九條の二第一項中「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第七十條第三項中「第六十九條第五項」を「第六十九條第六項」に改める。

第七十六條の三第一項中「第三項まで」を「第四項まで」に改める。

第七十六條の七第三項中「第六十九條第五項」を「第六十九條第六項」に改める。

第七十六條の八第二項及び第八十條の二第八項中「第六十九條第五項」を「第六十九條第六項」に改める。

第八十一條の見出しを「都道府県等が処理する事務」に改め、同条中「都道府県知事」の下に「保健所を設置する市の市長又は特別区の区長」を加える。

第八十一條の三第一項中「及び第三項」を「及び第四項」に改め、同条第二項中「第六十九條第三項並びに第七十條第一項及び第二項」を「第二十一條第一項及び第二項、第六十九條第一項及び第四項、第七十條第一項及び第二項、第七十一條並びに第七十二條第三項」に改める。

第八十三條第一項中「動物」との下に「、第四條第一項中「都道府県知事」(その所在地が地域保健法(昭和二十二年法律第百一十号)第五條第一項の政令で定める市(以下「保健所を設置する市」という。))又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第七條第三項及び第十條において同じ。)」とあるのは「都道府県知事」とを「維持」との下に「、第二十一條第一項中「都道府県知事(薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもつて医薬品を製造し、その医薬品を当該薬局において販売する場合であつて、当該薬局の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。次項、第六十九條第一項、第七十一條、第七十二條第二項及び第七十五條第二項において同じ。)」とあるのは「都道府県知事」とを加え、「地域保健法(昭和二十二年法律第百一十号)第五條第一項の政令で定める市(以下「保健所を設置する市」という。))を「保健所を設置する市」に、「中」都道府県知事(店舗販売業にあつては、その店舗を「中」都道府県知事(薬局又は店舗販売業にあつては、その薬局又は店舗)に、「第六十九條第三項」を「第六十九條第四項」に改める。

第八十七條第九号中「第三項まで」を「第四項まで」に、「第六十九條第三項」を「第六十九條第四項」に改める。

第八十九條第四号中「第六十九條第四項」を「第六十九條第五項」に改める。

(母子及び寡婦福祉法の一部改正)

第四十一條 母子及び寡婦福祉法(昭和二十九年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第十二條中「その他の関係者」及び「とともに、その内容を公表する」を削る。

(母子保健法の一部改正)

第四十二條 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第十八條中「都道府県、保健所を設置する市又は特別区」を「市町村」に改める。

第十九條第二項中「都道府県、保健所を設置する市又は特別区の長」を「市町村長」に改め、同条第三項を削る。

第二十條第一項及び第七項中「都道府県、保健所を設置する市又は特別区」を「市町村」に改める。

第二十一條第一項中「費用」の下に「及び第二十條の規定による措置に要する費用」を加え、同条第二項を削る。

第二十一條の二を次のように改める。

(都道府県の負担)

第二十一條の二 都道府県は、政令の定めるところにより、前条の規定により市町村が支弁する費用のうち、第二十條の規定による措置に要する費用については、その四分の一を負担するものとする。

第三十一條の三中「第二十一條第二項」を「第二十一條」に、「都道府県、保健所を設置する市及び特別区」を「市町村」に改め、「費用」の下に「のうち第二十條の規定による措置に要する費用」を加える。

第二十一條の四第一項中「都道府県、保健所を設置する市又は特別区の長」を「市町村長」に改め、同条第二項中「都道府県又は」を削る。

(職業能力開発促進法の一部改正)

第四十三條 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第十三條第一項中「策定する」を「策定するよう努める」に改め、同条第三項中「第五條第二項から第四項まで及び第六項」を「第五條第三項及び第四項」に、「同条第六項及び前項」を「前項」に、「第五條第四項及び第六項」を「第五條第四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「講ずる」を「講ずるよう努める」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 都道府県知事は、都道府県職業能力開発計画を定めるときは、遅滞なく、その概要を公表するよう努めるものとする。

第七條第一項の次に次の一項を加える。

2 都道府県職業能力開発計画においては、おおむね第五條第二項各号に掲げる事項について定めるものとする。

第十六條第二項中「(次項において「職業能力開発短期大専修校等」という。))」を削り、同条第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

第十九條第一項中「定める基準」の下に「(都道府県又は市町村が設置する公共職業能力開発施設にあつては、当該都道府県又は市町村の条例で定める基準)を加え、同条に次の一項を加える。

3 都道府県又は市町村が第一項の規定により条例で定めるに当たつては、公共職業能力開発施設における訓練生の数については同項に規定する厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については同項に規定する厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

第二十三條第一項を次のように改める。

公共職業訓練のうち、次に掲げるものは、無料とする。

一 国が設置する職業能力開発促進センターにおいて職業の転換を必要とする求職者その他の厚生労働省令で定める求職者に対して行う普通職業訓練(短期間の訓練課程で厚生労働省令で定めるものに限る。)

二 国が設置する障害者職業能力開発校において求職者に対して行う職業訓練

三 都道府県又は市町村が設置する公共職業能力開発施設の(行う職業訓練(厚生労働省令で定める基準を参酌して当該都道府県又は市町村の条例で定めるものに限る。))

第二十三條第二項中「前項に規定するもの」を「職業能力開発校及び職業能力開発促進センターにおいて職業の転換を必要とする求職者その他の厚生労働省令で定める求職者に対して行う普通職業訓練(短期間の訓練課程で厚生労働省令で定めるものに限る。))並びに障害者職業能力開発校において求職者に対して行う職業訓練」に改める。

第二十四條第四項を削る。

第二十七條第五項中「第十六條第四項」を「第十六條第三項」に、「第六項」を「第五項」に改める。

第二十八條第一項中「除く」の下に「。以下この項において同じ」を「受けた者」の下に「(都道府県又は市町村が設置する公共職業能力開発施設を行う普通職業訓練における職業訓練指導員にあつては、厚生労働省令で定める基準に従い当該都道府県又は市町村の条例で定める者)を加える。

第三十條の二第一項中「ものを除く」の下に「。以下この項において同じ」を「定める者」の下に「(都道府県が設置する公共職業能力開発施設を行う高度職業訓練にあつては、厚生労働省令で定める基準を参酌して当該都道府県の条例で定める者)であつて、を加え、者を除く。」を「者以外の者」に改め、同条第二項中「規定する職業訓練」の下に「(都道府県又は市町村が設置する公共職業能力開発施設を行うものを除く。))」を加える。



附 則  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十条（構造改革特別区域法第十八条の改正規定を除く。）、第十二条、第十四条（地方自治法別表第一公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）の項及び道路法（昭和二十七年法律第八十号）の項の改正規定に限る。）、第十六条（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条及び第十三条の改正規定を除く。）、第五十九条、第六十五条（農地法第五十七条の改正規定に限る。）、第七十六条、第七十九条（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第十四条の改正規定に限る。）、第九十八条（公営住宅法第六条、第七条及び附則第二項の改正規定を除く。）、第九十九条（道路法第十七条、第十八条、第二十四条、第二十七条、第四十八条の四から第四十八条の七まで及び第九十七条の改正規定に限る。）、第二百二条（道路整備特別措置法第二条、第四条、第八条、第十条、第十二条、第十四条及び第十七条の改正規定に限る。）、第二百四条、第二百十条（共同溝の整備等に関する特別措置法第二十六条の改正規定に限る。）、第二百一十一条（都市再開発法第三十三条の改正規定に限る。）、第二百二十五条（公有地の拡大の推進に関する法律第九条の改正規定に限る。）、第二百三十一条（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第一百条の改正規定に限る。）、第二百三十二条、第二百四十一条、第二百四十七條（電線共同溝の整備等に関する特別措置法第二十七條の改正規定に限る。）、第二百四十九條（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第十二条、第二百七十七條、第二百九十一條、第二百九十三條から第二百九十五條まで及び第二百九十八條の改正規定に限る。）、第二百五十三條、第二百五十五條（都市再生特別措置法第四十六條、第四十六條の二及び第五十一条第一項の改正規定に限る。）、第二百五十六條（マンションの建替えの円滑化等に関する法律第一百一条の改正規定に限る。）、第二百五十九條、第六十條（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第二項及び第三項の改正規定、同条第五項の改正規定（第二項第二号イ）を「第二項第一号イ」に改める部分に限る。）並びに同条第六項及び第七項の改正規定に限る。）、第六十二條（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十五条の改正規定（同条第七項中「ときは」を「場合において、次条第一項の協議会が組織されていないときは」に改め、次条第一項の協議会が組織されている場合には協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には」を削る部分を除く。）並びに同法第三十二條、第三十九條及び第五十四條の改正規定に限る。）、第六十三條、第六十六條、第六十七條、第六十七條の二、第六十七條の三（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第五條の五第二項第五号の改正規定に限る。）、第六十七條の四、第六十八條（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第七條第二項第三号の改正規定に限る。）、第六十九條（租税特別措置法第五十條、第七十二條第四項、第七十二條、第八十七條（地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）第五百八十七條の二及び附則第十一條の改正規定に限る。）、第九十一條（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第二十三條、第三十四條の三第二項第五号及び第六十四條の改正規定に限る。）、第九十二條（高速自動車国道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二十五條の改正規定を除く。）、第九十三條、第九十五條、第九十一條、第九十三條、第九十五條及び第九十八條の規定、公布の日から起算して二月を経過した日

二 第二条、第七條、第十條（構造改革特別区域法第十八條の改正規定に限る。）、第十四條（地方自治法第二百五十二條の十九、第二百六十條並びに別表第一騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）の項、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の項、都市再開発法（昭和四十四年法律

第三十八号）の項、環境基本法（平成五年法律第九十一号）の項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項並びに別表第二都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の項、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）の項、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）の項の改正規定に限る。）、第十七條から第十九條まで、第二十二條（児童福祉法第二十一條の五の六、第二十一條の五の十五、第二十一條の五の二十三、第二十四條の九、第二十四條の十七、第二十四條の二十八及び第二十四條の三十六の改正規定に限る。）、第二十三條から第二十七條まで、第二十九條から第三十三條まで、第三十四條（社会福祉法第六十二條、第六十五條及び第七十一條の改正規定に限る。）、第三十五條、第三十七條、第三十八條（水道法第四十六條、第四十八條の二、第五十條及び第五十條の二の改正規定を除く。）、第三十九條、第四十三條（職業能力開発促進法第十九條、第二十三條、第二十八條及び第三十條の二の改正規定に限る。）、第五十一條（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十四條の改正規定に限る。）、第五十四條（障害者自立支援法第八十八條及び第八十九條の改正規定を除く。）、第六十五條（農地法第三條第一項第九号、第四條、第五條及び第五十七條の改正規定を除く。）、第八十七條から第九十二條まで、第九十九條（道路法第二十四條の三及び第四十八條の三の改正規定に限る。）、第一百一條（土地区画整理法第七十六條の改正規定に限る。）、第一百三條（道路整備特別措置法第十八條から第二十一條まで、第二十七條、第四十九條及び第五十條の改正規定に限る。）、第一百三條、第一百五條（駐車場法第四條の改正規定を除く。）、第六十七條、第六十八條、第六十五條（首都圏近郊緑地保全法第十五條及び第十七條の改正規定に限る。）、第六十六條（流通業務市街地の整備に関する法律第三條の二の改正規定を除く。）、第六十八條（近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十六條及び第十八條の改正規定に限る。）、第六十二條（都市計画法第六條の二、第七條の二、第八條、第十條の二から第十二條の二まで、第十二條の四、第十二條の五、第十二條の十、第十四條、第二十條、第二十三條、第三十三條及び第五十八條の二の改正規定を除く。）、第六十一條（都市再開発法第七條の四から第七條の七まで、第六十條から第六十二條まで、第六十六條、第九十八條、第九十九條の八、第九十九條の三、第一百零一條の二及び第一百零二條の改正規定に限る。）、第一百零五條（公有地の拡大の推進に関する法律第九條の改正規定を除く。）、第一百零八條（都市緑地法第二十條及び第三十九條の改正規定を除く。）、第一百三十一條（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七條、第二十六條、第六十四條、第六十七條、第六十四條及び第九十九條の二の改正規定に限る。）、第一百四十二條（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十八條及び第二十一條から第二十三條までの改正規定に限る。）、第一百四十五條、第一百四十六條（被災市街地復興特別措置法第五條及び第七條第三項の改正規定を除く。）、第一百四十九條（被災市街地復興特別措置法第五條及び第七條第三項の改正規定を除く。）、第二百一十一條、第二百九十一條、第二百九十七條、第二百九十三條、第二百四十一條、第二百八十三條、第三百一十一條及び第三百十八條の改正規定に限る。）、第二百五十五條（都市再生特別措置法第五十一條第四項の改正規定に限る。）、第二百五十六條（マンションの建替えの円滑化等に関する法律第一百一条の改正規定を除く。）、第二百五十七條、第二百五十八條（景観法第五十七條の改正規定に限る。）、第六十條（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六條第五項の改正規定（第二項第二号イ）を「第二項第一号

第二項第一号イ」を「第二項第一号イ」に改める部分に限る。）、第六十一條（都市計画法第六條の二、第七條の二、第八條、第十條の二から第十二條の二まで、第十二條の四、第十二條の五、第十二條の十、第十四條、第二十條、第二十三條、第三十三條及び第五十八條の二の改正規定を除く。）、第六十一條（都市再開発法第七條の四から第七條の七まで、第六十條から第六十二條まで、第六十六條、第九十八條、第九十九條の八、第九十九條の三、第一百零一條の二及び第一百零二條の改正規定に限る。）、第一百零五條（公有地の拡大の推進に関する法律第九條の改正規定を除く。）、第一百零八條（都市緑地法第二十條及び第三十九條の改正規定を除く。）、第一百三十一條（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七條、第二十六條、第六十四條、第六十七條、第六十四條及び第九十九條の二の改正規定に限る。）、第一百四十二條（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十八條及び第二十一條から第二十三條までの改正規定に限る。）、第一百四十五條、第一百四十六條（被災市街地復興特別措置法第五條及び第七條第三項の改正規定を除く。）、第一百四十九條（被災市街地復興特別措置法第五條及び第七條第三項の改正規定を除く。）、第二百一十一條、第二百九十一條、第二百九十七條、第二百九十三條、第二百四十一條、第二百八十三條、第三百一十一條及び第三百十八條の改正規定に限る。）、第二百五十五條（都市再生特別措置法第五十一條第四項の改正規定に限る。）、第二百五十六條（マンションの建替えの円滑化等に関する法律第一百一条の改正規定を除く。）、第二百五十七條、第二百五十八條（景観法第五十七條の改正規定に限る。）、第六十條（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六條第五項の改正規定（第二項第二号イ）を「第二項第一号

イ)に改める部分を除く。)並びに同法第十一条及び第十三条の改正規定に限る。)、第六百六十二条(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十条、第十二条、第十三条、第十六条第二項及び第五十六條の改正規定に限る。)、第六百六十五条(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十四条及び第二十九条の改正規定に限る。)、第六百七十四条、第六百七十一条(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十一条の改正規定に限る。)、第六百七十四條、第六百七十八條、第六百八十二条(環境基本法第六十二条の二の改正規定に限る。)、及び第六百八十七條(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五条の改正規定、同法第二十八條第九項の改正規定(第四條第三項)を「第四條第四項」に改める部分を除く。)、同法第二十九條第四項の改正規定(第四條第三項)を「第四條第四項」に改める部分を除く。並びに同法第三十四條及び第三十五条の改正規定に限る。)、の改正規定並びに附則第十三條、第十五條から第二十四條まで、第二十五条第一項、第二十六條、第二十七條第一項から第三項まで、第三十條から第三十二條まで、第三十三條、第三十四條、第四十六條第一項及び第四項、第四十七條から第四十九條まで、第五十一条から第五十三條まで、第五十五條、第五十八條、第六十一條から第六十九條まで、第七十一条、第七十二条第二項から第三項まで、第七十四條から第七十六條まで、第七十八條、第八十條第一項及び第三項、第八十三條、第八十七條(地方税法第五百八十七條の二及び附則第十一条の改正規定を除く。)、第八十九條、第九十條、第九十二條(高速自動車国道法第二十五条の改正規定に限る。)、第九十六条、第一百一条、第一百零一條、第一百五條から第十七條まで、第一百十七條(地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律(平成二十二年法律第七十二号)第四條第八項の改正規定に限る。)、第一百十九條並びに第二百二十三條第一項の規定、平成二十四年四月一日

第十四條(地方自治法別表第一「社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)の項及び選挙法(昭和三十一年法律第四十五号)の項の改正規定に限る。)、第二十二條(児童福祉法第二十一条の十の二の改正規定に限る。)、第三十四條(社会福祉法第三十條及び第五十六條並びに別表の改正規定に限る。)、第三十八條(水道法第四十六條、第四十八條の二、第五十條及び第五十條の二の改正規定に限る。)、第四十條及び第四十二條の規定並びに附則第二十五條第二項及び第三項、第二十七條第四項及び第五項、第二十八條、第二十九條並びに第八十八條の規定、平成二十五年四月一日

四 第五十四條(障害者自立支援法第八十八條及び第八十九條の改正規定に限る。)、の規定及び附則第六十六條の規定、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害者福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

五 附則第三百十條の規定、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律(平成二十三年法律第五十四号)の公布の日又はこの法律の公布の日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日

六 第十四條(地方自治法別表第一「地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の項の改正規定に限る。)、第十五條及び第十六條(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条及び第十三條の改正規定に限る。)、の規定並びに附則第十四條、第八十五條、第八十六條、第九十四條、第九十九條(公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第七十号)附則第一条第二項ただし書の改正規定(許可を得たもの)の下に「発行」について地方財政法第十条の三第六項の規定による届出がされたもののうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなる認められるものを含む。)、を加える部分に限る。)、及び第二百二十三條第一項の規定、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(地域雇用開発促進法の一部改正に伴う調整規定)

第二條 この法律の施行の日が独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律(平成二十二年法律第二十六号)の施行の日である場合には、同法第四十六條のうち地域雇用開発促進法第七條の改正規定中「第七條」とあるのは「第七條第一項」とする。

第三條 この法律の施行の日が地方自治法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第三十五号)の施行の日である場合には、同法附則第三十九條のうち特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第四條第五項の改正規定中「第四條第五項」とあるのは「第四條第七項」とする。

(農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部改正に伴う調整規定)

第四條 この法律の施行の日が地方自治法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第三十五号)の施行の日である場合には、同法附則第四十九條のうち農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第五條第九項の改正規定中「第五條第九項」とあるのは「第五條第十項」とする。

第五條 この法律の施行の日が地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第三十七号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日である場合には、第九十九條のうち道路法第三十條の改正規定中「第三十條第二項を削り、同条第三項中「第一項第一号」を「前項第一号」に改め、同項を同条第三項」とあるのは「第三十條第三項を削り」とする。

2 前項の場合において、地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律第三十三條のうち道路法第三十條の改正規定中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

|  |  |
|--|--|
| 第三十條第二項を削り、同条第三項中「前項」を「前項第一号」に「当つて」を「当たつて」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。        | 第三十條第二項及び第三項を次のように改める。   |
| 3 都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準(第一項第一号、第三号及び第十二号に掲げる事項に係るものに限る)は、政令で定める。                | 3 都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準(第一項第一号、第三号及び第十二号に掲げる事項に係るものに限る)は、政令で定める。                |
| 4 前項に規定するもののほか、都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準は、政令で定める基準を参照して、当該道路の道路管理者である地方公共団体の条例で定める。 | 3 前項に規定するもののほか、都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準は、政令で定める基準を参照して、当該道路の道路管理者である地方公共団体の条例で定める。 |

3 第一項の場合において、地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第十五條第一項中「第三十條第四項」とあるのは「第三十條第三項」とする。

(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律の一部改正に伴う調整規定)

第六條 この法律の施行の日が地方自治法の一部を改正する法律の施行の日である場合には、同法附則第三十八條のうち地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第六條第五項の改正規定中「第六條第五項」とあるのは「第六條第六項」とする。

(中心市街地の活性化に関する法律の一部改正に伴う調整規定)

第七條 この法律の施行の日が地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日である場合には、第五十二條のうち中心市街地の活性化に関する法律第九條第六項の改正規定中「第九條第六項」とあるのは「第九條第五項」とする。

(都市再生特別措置法の一部改正に伴う調整規定)

第八條 この法律の施行の日が都市再生特別措置法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第二十四号)の施行の日である場合には、同日の前日までの間における都市再生特別措置法第二十九條第一項第一号の規定の適用については、同号中「同条第五項第二号」とあるのは「同条第五項第一号」とする。

2 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日が都市再生特別措置法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する日である場合には、第五百五十五條のうち、都市再生特別措置法第四十六條の改正規定中「第二項第三号イ若しくはハ」を「第二項第二号イ若しくはハ」に、「同項第四号」を「同項第三号」に改め、同条第十二項及び第十三項中「第二項第五号」を「第二項第四号」に改め、同条第十四項を削り、第十五項を第十四項とし、第十六項を第十五項とし、第十七項を第十六項とあるのは「第十二項第五号」を「第二項第四号」に改め、同条第十四項を削り、第十五項を第十四項とあるのは「第十二項第五号」を「第二項第四号」に改め、同条第十四項を第十三項とし、同法第五十一條第一項の改正規定中「第四十六條第十六項後段(同条第十七項)を「第四十六條第十五項後段(同条第十六項」とあるのは「第四十六條第十三項後段(同条第十四項)を「第四十六條第十二項後段(同条第十三項」とする。

(興行場法の一部改正に伴う経過措置)

第十八条 第二十五条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の興行場法(以下この条において「新興行場法」という。)第二条第二項の規定に基づき保健所を設置する市(地域保健法第五条第一項の規定に基づき政令で定める市をいう。以下この条において同じ。)又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区の属する都道府県が新興行場法第二条第二項の規定に基づき条例で定める基準は、当該保健所を設置する市又は特別区が同項の規定に基づき条例で定める基準とみなす。

2 第二十五条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新興行場法第二条第二項の規定に基づき保健所を設置する市又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区が同項の規定に基づき条例で定める基準は、当該保健所を設置する市又は特別区が同項の規定に基づき条例で定める基準とみなす。

(旅館業法の一部改正に伴う経過措置)

第十九条 第二十六条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の旅館業法(以下この条において「新旅館業法」という。)第三条第三項第三号の規定に基づき保健所を設置する市(地域保健法第五条第一項の規定に基づき政令で定める市をいう。以下この条において同じ。)又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区が同号の規定に基づき条例で定める基準は、当該保健所を設置する市又は特別区が同号の規定に基づき条例で定める基準とみなす。

2 第二十六条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新旅館業法第四条第二項の規定に基づき保健所を設置する市又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区が同項の規定に基づき条例で定める基準は、当該保健所を設置する市又は特別区が同項の規定に基づき条例で定める基準とみなす。

3 第二十六条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新旅館業法第五条第三号の規定に基づき保健所を設置する市又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区が同号の規定に基づき条例で定める基準は、当該保健所を設置する市又は特別区が同号の規定に基づき条例で定める基準とみなす。

(公衆浴場法の一部改正に伴う経過措置)

第二十条 第二十七条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の公衆浴場法(以下この条において「新公衆浴場法」という。)第二条第三項の規定に基づき保健所を設置する市(地域保健法第五条第一項の規定に基づき政令で定める市をいう。以下この条において同じ。)又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区が同項の規定に基づき条例で定める基準は、当該保健所を設置する市又は特別区が同項の規定に基づき条例で定める基準とみなす。

2 第二十七条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新公衆浴場法第二条第二項の規定に基づき保健所を設置する市又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区が同項の規定に基づき条例で定める基準は、当該保健所を設置する市又は特別区が同項の規定に基づき条例で定める基準とみなす。

(医療法の一部改正に伴う経過措置)

第二十一条 第二十九条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の医療法(以下この条及び附則第百二十三条第二項において「新医療法」という。)第七条の二第四項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、新医療法第三十条の四第五項の厚生労働省令で定める基準は、当該都道府県の条例とみなす。

2 第二十九条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新医療法第七条の二第五項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同項の厚生労働省令で定める基準は、当該都道府県の条例とみなす。

3 第二十九条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新医療法第十八条に規定する都道府県、保健所を設置する市又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、同条の厚生労働省令で定める基準は、当該都道府県、保健所を設置する市又は特別区の条例で定める基準とみなす。

4 第二十九条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新医療法第二十一条第一項及び第二項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同条第三項の厚生労働省令で定める基準は、当該都道府県の条例で定める基準とみなす。

(生活保護法の一部改正に伴う経過措置)  
第二十二條 第三十一条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の生活保護法(附則第百二十二条第二項において「新生活保護法」という。)第三十九条第一項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同条第二項に規定する厚生労働省令で定める基準は、当該都道府県の条例で定める基準とみなす。

(クリーニング業法の一部改正に伴う経過措置)

第二十三条 第三十二条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後のクリーニング業法第三条第三項第六号の規定に基づき保健所を設置する市(地域保健法第五条第一項の規定に基づき政令で定める市をいう。以下この条において同じ。)又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区が同号の規定に基づき条例で定める基準は、当該保健所を設置する市又は特別区が同号の規定に基づき条例で定める措置とみなす。

(毒物及び劇物取締法の一部改正に伴う経過措置)

第二十四条 第三十三条の規定の施行前に同条の規定による改正前の毒物及び劇物取締法(以下この条において「旧毒物及び劇物取締法」という。)の規定によりされた命令その他の行為又は第三十三条の規定の施行の際現に旧毒物及び劇物取締法の規定によりされた届出で、同条の規定の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、同日以後における同条の規定による改正後の毒物及び劇物取締法(以下この条において「新毒物及び劇物取締法」という。)の適用については、新毒物及び劇物取締法の相当規定によりされた命令その他の行為又は届出とみなす。

2 第三十三条の規定の施行前に旧毒物及び劇物取締法の規定により都道府県知事に対し届出その他の手続をしなければならぬ事項で、同条の規定の施行の日前にその手続がされていないものについては、これを、新毒物及び劇物取締法の相当規定により地域保健法第五条第一項の規定に基づき政令で定める市の市長又は特別区の区長に対して届出その他の手続をしなければならぬ事項についてその手続がされていないものとみなして、新毒物及び劇物取締法の規定を適用する。

(社会福祉法の一部改正に伴う経過措置)

第二十五条 第三十四条の規定の施行前に同条の規定による改正前の社会福祉法第六十五条の改正規定に限る。以下この項において同じ。の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、第三十四条の規定による改正後の社会福祉法(附則第百二十三条第二項において「新社会福祉法」という。)第六十五条第一項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同条第二項に規定する厚生労働省令で定める基準は、当該都道府県の条例で定める基準とみなす。

2 第三十四条の規定による改正前の社会福祉法(以下この条において「旧社会福祉法」という。)の規定によりされた認可等の処分その他の行為(以下この項において「処分等の行為」という。)又は第三十四条の規定の施行の際現に旧社会福祉法の規定によりされた認可等の申請その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という。)で、第三十四条の規定の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、同日以後における第三十四条の規定による改正後の社会福祉法(以下この条において「新社会福祉法」という。)の適用については、新社会福祉法の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。



3 第三十四条の規定の施行前に旧社会福祉法の規定により所轄庁に対し届出等その他の手続をしななければならない事項で、第三十四条の規定の施行の前日にその手続がされていないものについては、これを、新社会福祉法の相当規定により所轄庁に対して届出等その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、新社会福祉法の規定を適用する。

(美容師法の一部改正に伴う経過措置)

2 第二十六条 第三十七条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の美容師法（以下この条において「新美容師法」という。）第二十条の規定により読み替えて適用する新美容師法第八号第二号の規定に基づく保健所を設置する市（地域保健法第五条第一項の規定に基づく政令で定める市をいう。以下この条において同じ。）又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区が新美容師法第八号第二号の規定に基づき条例で定める措置は、当該保健所を設置する市又は特別区が新美容師法第二十条の規定により読み替えて適用する新美容師法第十三号第四号の規定に基づき条例で定める措置とみなす。

2 第三十七条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新美容師法第二十条の規定により読み替えて適用する新美容師法第十三号第四号の規定に基づく保健所を設置する市又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区が新美容師法第十三号第四号の規定に基づき条例で定める措置は、当該保健所を設置する市又は特別区が新美容師法第二十条の規定により読み替えて適用する新美容師法第十三号第四号の規定に基づき条例で定める措置とみなす。

(水道法の一部改正に伴う経過措置)

2 第二十七条 第三十八条の規定（水道法第十二号及び第十九号の改正規定に限る。以下この項から第三項までにおいて同じ。）の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、第三十八条の規定による改正後の水道法（以下この項から第三項までにおいて「新水道法」という。）第十二号第一項（新水道法第三十一条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する地方公共団体の条例が制定施行されるまでの間における当該地方公共団体である水道事業者又は水道用水供給事業者に対する新水道法第十二号第一項の規定の適用については、同項中「水道の布設工事（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、当該地方公共団体の条例で定める水道の布設工事に限る。）」とあるのは、「水道の布設工事」とする。

2 第二十八条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新水道法第十二号第二項（新水道法第三十一条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する地方公共団体の条例が制定施行されるまでの間は、新水道法第十二号第二項に規定する政令で定める資格は、当該地方公共団体の条例で定める資格とみなす。

3 第三十八条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新水道法第十九号第三項（新水道法第三十一条及び第三十四号第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する地方公共団体の条例が制定施行されるまでの間は、新水道法第十九号第三項に規定する政令で定める資格は、当該地方公共団体の条例で定める資格とみなす。

4 第三十八条の規定（水道法第四十八号の二、第五十条及び第五十一条の二の改正規定に限る。以下この条において同じ。）の施行前に第三十八条の規定による改正前の水道法（以下この条において「旧水道法」という。）の規定によりされた確認等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又は第三十八条の規定の施行の際現に旧水道法の規定によりされている確認の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、第三十八条の規定の施行の日

においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、同日以後における第三十八条の規定による改正後の水道法（以下この条において「新水道法」という。）の適用については、新水道法の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

5 第三十八条の規定の施行前に旧水道法の規定により都道府県知事に対し報告をしなければならない事項で、第三十八条の規定の施行の前日にその報告がされていないものについては、これを、新水道法の相当規定により市長に対して報告をしなければならない事項についてその報告がされていないものとみなして、新水道法の規定を適用する。

(薬事法の一部改正に伴う経過措置)

2 第二十八条 第四十条の規定の施行前に同条の規定による改正前の薬事法（以下この条において「旧薬事法」という。）の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又は第四十条の規定の施行の際現に旧薬事法の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、同条の規定の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、同日以後における同条の規定による改正後の薬事法（以下この条において「新薬事法」という。）の適用については、新薬事法の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 第四十条の規定の施行前に旧薬事法の規定により都道府県知事に対し報告その他の手続をしなければならない事項で、同条の規定の施行の前日にその手続がされていないものについては、これを、新薬事法の相当規定により地域保健法第五号第一項の規定に基づく政令で定める市の市長又は特別区の区長に対して報告その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、新薬事法の規定を適用する。

(母子保健法の一部改正に伴う経過措置)

2 第二十九条 第四十二条の規定の施行前にされた同条の規定による改正前の母子保健法第二十条第一項の規定による養育医療の給付に係る処分は、第四十二条の規定による改正後の母子保健法第二十条第一項の規定による養育医療の給付に係る処分とみなす。ただし、第四十二条の規定の施行前に行われ、又は行われるべきであった同条の規定による改正前の母子保健法第二十条第一項の規定による養育医療の給付に要する費用の支弁、負担及び徴収については、なお従前の例による。

第三十条 第四十三条の規定（職業能力開発促進法第十九号、第二十三号、第二十八号及び第三十条の二の改正規定に限る。以下この条において同じ。）の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、第四十三条の規定による改正後の職業能力開発促進法（以下この条において「新職業能力開発促進法」という。）第十九号第一項に規定する都道府県又は市町村の条例が制定施行されるまでの間は、同項に規定する厚生労働省令で定める基準は、当該都道府県又は市町村の条例で定める基準とみなす。

2 第四十三条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新職業能力開発促進法第二十三号第一項第三号に規定する都道府県又は市町村の条例が制定施行されるまでの間は、同項に規定する厚生労働省令で定める基準を満たす職業訓練は、当該都道府県又は市町村の条例で定める職業訓練とみなす。

3 第四十三条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新職業能力開発促進法第二十八号第一項に規定する都道府県又は市町村の条例が制定施行されるまでの間は、同項に規定する厚生労働省令で定める基準を満たす者は、当該都道府県又は市町村の条例で定める者とみなす。

4 第四十三条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新職業能力開発促進法第三十条の二第一項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同項に規定する厚生労働省令で定める基準を満たす者は、当該都道府県の条例で定める者とみなす。